

事案調書(戦略会議)

審議日 令和5年11月8日

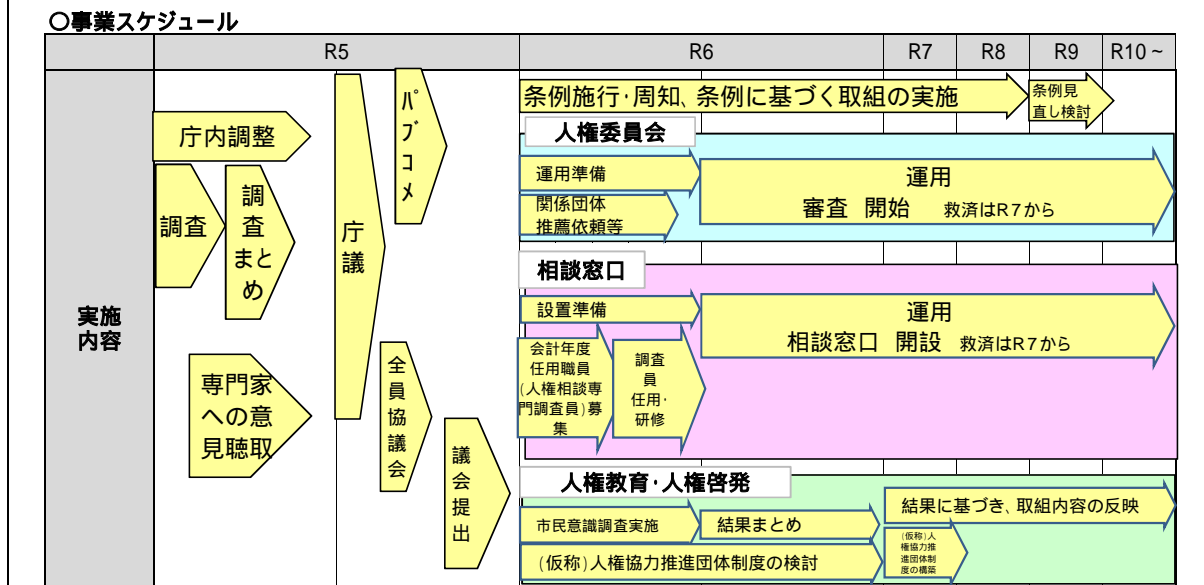
案件名	(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について						
所管	市民	局区	部	人権・男女共同参画	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	人権施策を推進することにより、多様性を認め合い、不当な差別の解消につながり、人権尊重のまちづくりをより一層進めることができる。					
	効果測定指標	人権が尊重されていると思う割合				施策番号	13
	事業効果 年度目標	R5	R6	R7			
	条例の制定	条例に基づく取組の実施 条例の施行、周知 相談窓口開設 運用準備 救済、審査開始 意識調査実施 調査まとめ (仮称)人権協力推進 団体制度の構築 (仮称)人権協力推進団体 制度の検討					

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の制定について 条例制定に伴い実施する事業について
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事案概要

一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現に向け、条例を制定するもの。また、人権侵害を受けた者に対する相談・支援体制の充実、差別の解消に向けた対応、不当な差別的言動を行わせない仕組みを設けるなど、人権施策の充実を図るもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工



○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)		6,690	14,578	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685
うち任意分			会計年度短時間勤務任用職員経費については調整中					
特財								
国、県支出金		1,674	1,674	1,674	1,674	1,674	1,674	1,674
地方債								
その他								
一般財源		5,016	12,904	12,011	12,011	12,011	12,011	12,011
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		5,016	12,904	12,011	12,011	12,011	12,011	12,011
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A		3	3	3	3	3	3
局内で捻出する人工	B							
必要人工	C=A-B	0	3	3	3	3	3	3

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○					○			
10	11	12	13	14	15	16	17		
○						○			

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	令和6年3月	定例会議	報道への情報提供	
	パブリックコメント	あり		時期	令和5年12月	議会への情報提供	全協	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
人権施策審議会	令和元年11月～令和5年3月(全23回開催)
人権施策推進会議(R5.4.14)	答申の説明
関係課長打ち合わせ会議(R5.7.14)	不当な差別的言動への対応について(公の施設の利用制限)
関係課長打ち合わせ会議(R5.7.20)	人権教育・人権啓発、相談支援体制
関係課長打ち合わせ会議(R5.7.25)	人権委員会・救済
人権施策推進会議(R5.7.31)	人権教育・人権啓発、相談支援・救済
人権施策推進会議(R5.9.25)	不当な差別的言動への対応について
調整会議(R5.10.6、R5.10.12)	
決定会議(R5.10.26、R5.11.1)	

備考	アンケート調査の実施
	専門家による意見聴取の実施
	関係課との打ち合わせ(公の施設の利用制限、禁止措置、人権委員会の設置について)

<p>調整会議の 主な議論 (10/12)</p>	<p>【条例の内容について】 ○(総務法制課長)条例前文における本市の状況に、障害だけでなく他属性に関する差別やインターネットを利用した人権侵害についても言及するよう構成を変更した方がよい。 (人権・男女共同参画課長)構成変更について検討する。 ○(総務法制課長)第12条第4項における申立の対象外となる事案について、対象外とせず残すことで、この条例による救済の可能性を残した方がよいのではないか。市民サービスの向上につなげるためには、両立することを含めて上部会議においても検討を進めてもらいたい。 ○(総務法制課長)第14条の趣旨として、あっせんにより合意し成立した内容に従わない場合に勧告をするというものであれば、表現を整理した方がよい。現行の表現で解釈すると、仲裁の話し合いにすら応じない場合に勧告をするといった内容に見えてしまう。 (人権・男女共同参画課長)表現を調整する。 ○(総務法制課長)差別的言動の禁止の対象場所については、市設置施設だけではなく、広く一般の不特定多数の方が利用する場所も含まれることについて、市民にわかりやすく周知してもらいたい。 ○(総務法制課長)条例制定に伴い、指針を見直す必要もあるかと考えるが、見解を伺う。 (人権・男女共同参画課長)附則において3年を目途に見直しを示しており、市民意識調査や審議会等の意見などを踏まえて見直しを行った結果、指針を改定することも想定される。</p> <p>【各施設への影響について】 ○(総務法制課長)公の施設の利用許可等の基準で、条例改正の必要性がある施設が市民会館と市体育館、総合体育館の3施設とのことだが、人権尊重のまちづくり条例と併せて、令和6年3月議会での条例改正の提案をした方がよいのではないか。 (人権・男女共同参画課長)この3施設のほか、福祉会館についても条例改正の必要性がないかなど調整中である。条例改正にあたっては、人権尊重のまちづくり条例策定後に作成するガイドラインの内容を踏まえる必要もあると考えており、議会提案のタイミングについては調整が必要である。 (政策課長)所要の改正という扱いでよいと考えるが、上部会議に上がるまでに議会提案の時期など、課題を整理することができるか。局内で検討し、決定会議の際に検討結果を報告することで、条例改正についての庁議は不要と判断する。 ○(経営監理課長)今後ガイドラインを策定することだが、ガイドラインの内容についての説明会等を行ってもらえるとありがたい。</p> <p>【その他】 ○(総務法制課長)全庁に影響を及ぼす条例であるため、庁議の進捗状況等について、関係各課に随時情報提供してもらいたい。 ○(人事・給与課)人権相談専門調査員の配置にあたっては、勤務要件など詳細について、引き続き調整をおねがいがしたい。</p> <p>原案を一部修正し、上部会議に付議する</p>
-----------------------------------	---

<p style="text-align: center;">決定会議の 主な議論</p> <p style="text-align: center;">(10/26)</p>	<p>〔条例の内容について〕</p> <p>○(総務局長)条例制定の基本的な考え方において、答申の内容を踏まえとしているが、答申の内容を反映していない部分もある。人権施策審議会を多数開催し、議論を重ねた中で、今回の提案資料では、答申に対して市がどのように考えたかを、示す必要があると考える。市の意思決定を行うにあたり、答申に対し、どのような検討を行ったのかが分からない中で議論をすることに疑問を感じる。資料等で把握ができるようにしてもらいたい。</p> <p>(人権・女性活躍担当部長)資料について、検討する。</p> <p>○(財政局長)相談・支援体制における庁外専門窓口として、法務局や警察といった機関を示しているが、誤解につながるため関係機関と表現した方が良いのではないかと。また、全ての属性に対して救済を図っていくものとするが、不当な差別への対応において、障害の属性が盛り込まれているのは拡散防止措置のみとなっている。各対応において属性を絞った理由を伺いたい。</p> <p>(人権・男女共同参画課長)不当な差別的な取扱いを全てを対象としているが、不当な差別的言動については、表現の自由に規制をかけるものであるため、実態があった最小限の内容に留めたいと考えている。現に本市において、インターネット上で障害者に対する差別的な書き込みの事例があったため、対象としている。</p> <p>(財政局長)各対応において属性を限定していることについては、誤解のないように整理をお願いしたい。</p> <p>○(市長公室長)インターネット上の書き込み等は瞬時に拡散していくが、削除等は技術的に可能なのか。</p> <p>(人権・男女共同参画課長)市が直接削除することはできないので、プロバイダ等へ削除要請を行うが、削除要請した場合、必ず対応されるかは不明である。</p> <p>(市長公室長)非常に多くのプロバイダがあり、拡散し続ける中では削除しきれないと思われる。専門業者への委託等をしないと実効性がないのではないかと。</p> <p>(財政局長)人権委員会へ諮問等をしている間にも拡散し続けるため、完全に削除することは難しいのではないかと。</p> <p>(南区副区長)市が差別的言動にあたるかと判断したにも関わらず、削除しきれずに書き込みが残っていることを指摘されることが想定される。</p> <p>(財政局長)インターネット上の書き込みの削除を専門業者へ委託するにしても、明確な基準がない中では難しいのではないかと。</p> <p>(人権・女性活躍担当部長)インターネット上の書き込みが完全に消えていないという状態は想定されるが、市として、削除要請を行わないということではなく、そうしたことにも対応していくという姿勢を見せる必要はある。</p> <p>(人権・男女共同参画課長)こうした事例において、法務局へ相談する手法がある。非常に数が多く対応が難しい場合には、横浜地方法務局で専門的に判断してもらい、同法務局から削除要請等してもらうことも考えられる。</p> <p>○(総務法制課長)精神的な自由を踏み込む内容のため、慎重に議論を行う必要がある。特に、憲法とのバランスは非常に重要と考えているが、当該内容に係る条文が第34条にあるため、冒頭に入れた方がよいと考える。</p> <p>(人権・男女共同参画課長)検討する。</p> <p>○(総務法制課長)救済措置の中で、説示は行政が相手方の内心に踏み込んで反省を促すという内容のため、今の段階で条例に盛り込むことは難しいと考える。</p> <p>〔各施設への影響について〕</p> <p>○(総合政策・少子化対策担当部長)公の施設の利用制限については、各施設の設置条例における利用承認及び利用承認の取消しの条項に基づき利用制限を行うとあるが、短期間のうちに各施設において対応を図ることは難しいと考える。</p> <p>(人権・男女共同参画課長)実際に制限を課すか判断するのは施設管理者や指定管理者となる。運用にあたって、十分な説明を行う予定である。全ての公の施設の条例を改正するのではなく、ガイドラインを作成し、当該ガイドラインを基に管理運営をしていただく。</p> <p>○(財政担当部長)地方自治法上、普通地方公共団体は住民が公の施設を利用することについて正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないとある。利用許可されない場合は、審査請求等の手続きが用意されている。例えば不当な差別的言動を行うものに対して、市としてはガイドライン等に基づき利用承認の取消し等を行ったとしても、地方自治法を根拠に訴訟を起こされる場合や、敗訴する可能性もある。かなりリスクが大きいと感じるが、他市で同様の制限を設けている例はあるのか。</p> <p>(人権・男女共同参画課長)他市においては、条例中に基準を定める旨を規定しているところ、条例中に定めずガイドラインにおいて取扱いを示しているところがある。</p> <p>(財政担当部長)その判断を施設管理者側が行うのは困難ではないか。</p> <p>(人権・男女共同参画課長)利用制限を課すかどうかについては、人権委員会から意見を徴取した上で、施設管理者が判断することとなる。</p> <p style="text-align: center;">継続審議とする</p>
<p style="text-align: center;">決定会議の 主な議論</p> <p style="text-align: center;">(11/1)</p>	<p>○(総務局長)事案担当課としては、人権施策審議会からの答申内容を条例案にどの程度反映していると認識しているか。</p> <p>(人権・女性活躍担当部長)罰則規定については反映していないが、その他の意見については概ね反映していると認識している。</p> <p>○(財政局長)資料については、条例案に関わる答申内容は網羅的に記載されているのか。</p> <p>(人権・女性活躍担当部長)条例案に関わる主な答申内容については網羅的に記載していると認識しているが、改めて確認する。</p> <p style="text-align: center;">原案のとおり上部会議に付議する</p>

戦略会議の
主な議論
(11/6)

【相談体制について】

○(市長)刑罰が争点であると捉われがちだが、条例を策定する目的としては、広く市民の人権を守り安心して暮らせる相模原を作っていくということであると考えている。この視点からすると、守るための手段としての声明や禁止措置ももちろん大切ではあるが、身近な相談支援体制を充実することが重要であると考えている。市民が気軽に相談できるような工夫を考えているのか伺う。

(人権・女性活躍担当部長)総合相談窓口を立ち上げるというのが、全庁の相談支援体制の充実、強化の大きなポイントであると考えている。市民が相談できる工夫については、まずは知ってもらうことが重要であるので、様々な機会を通じて広くPRをしていく予定である。そうした中で、人権相談専門調査員を配置の上、市民に寄り添った丁寧な対応をすることで具体的な取組を進めていく形になる。

(市民局長)市民が迷わないよう、庁内の他の窓口等に行ったとしても総合相談窓口をすぐに案内できるような体制を整えていきたいと考えている。

○(石井副市長)総合相談窓口と庁内窓口の切り分け部分が曖昧に感じるため、明示する必要があると考える。

○(石井副市長)外部に出ていくような相談窓口については検討しているのか。

(人権・女性活躍担当部長)現状、検討には至っていない。

(石井副市長)実施に向けて検討してもらいたい。

○(奈良副市長)市役所には様々な総合相談窓口があるため、名称などについてもう少し内容に特化することがわかるよう工夫する必要があると考える。

(人権・女性活躍担当部長)名称などについて検討する。

○(奈良副市長)人権相談専門調査員の役割が大きいことから、会計年度任用職員としての配置でよいのか疑問に感じる。

(市民局長)4月から施行している犯罪被害者支援条例においても相談窓口を置いているが、警察OBの方に会計年度任用職員として従事していただいております。職歴等を考えると非常に適した配置だと考えている。本件についても、資格や経験等を加味して判断していくことによって、適切な配置ができるものと認識している。

【市民周知について】

○(市長)条例が議決された後、市民への周知や説明をどのように行っていく予定であるか伺う。条例の性格上、市民説明や周知などについてしっかりとした対応が必要と考える。

(人権・女性活躍担当部長)わかりやすいパンフレットなどを作り周知していくほか、求めがあった場合には説明に出ることなども考えている。また、庁内において共通理解が得られるよう職員向けの研修なども進めていきたいと考えている。

○(市長)今後、パブリックコメントを実施する予定だと思うが、その他の意見聴取としてオープンハウスを実施するなど、広く市民から意見を募る機会を作るよう検討してもらいたい。

(市民局長)広く市民に意見を聞く機会を設けていきたいと考えている。具体的にはオープンハウスになると思うが、難しい条例であるため、説明の仕方を工夫するなどして、広く意見をもらえるようにしたいと考えている。

○(市長)人権施策審議会からの答申内容と条例案の違いについて、市民と議会にわかりやすく伝える必要がある。

○(教育長)条例における理念部分を市民にいかに啓発するかが重要であると考えている。

【条例の内容について】

○(石井副市長)差別的言動への対応における拡散防止措置の対象にのみ、障害の属性が含まれているのはどういった理由からか。

(人権・男女共同参画課長)団体等に調査を実施した結果として、インターネット上において津久井やまゆり園事件に関する事案が実際にあったことから、拡散防止措置の対象として障害の属性を含めたものである。

(石井副市長)今後、差別的な事案が発生した際には、次の条例見直しの際に検討するという認識でよいのか。

(人権・男女共同参画課長)そのとおりである。

○(奈良副市長)不当な差別的取扱いの禁止で11の属性を例示している一方で、公の施設の利用制限や拡散防止、禁止措置になると、対象の属性を限定している。これまでの本市での事例をもとに限定しているとのことだが、属性を絞ることが人権尊重のまちづくり条例の趣旨に合致しているのか疑問に感じる。

○(石井副市長)憲法との兼ね合いの部分が非常に重要な要素であると考えており、条例を施行した場合におけるリスクなどの説明が具体的にされていないため、今回判断するには議論が足りないと考えている。

○(市長)提案については大筋良いと考えるが、本日出た意見等についてまた検討をお願いしたい。また、基本的人権の尊重について、条例と憲法との関連部分についてはわかりやすく説明してもらいたい。

継続審議とする

本条例の法的論点検討の説明

- 1 憲法等 法的な原則の確認
- 2 禁止規定
- 3 公の施設の利用制限
- 4 拡散防止措置
- 5 声明

1 憲法等 法的な原則の確認

憲法の三大原則

基本的人権の尊重

国民主権

平和主義

平等権

自由権... 精神の自由 (表現の自由など)
身体の自由
経済活動の自由

社会権
請求権
参政権

表現の自由の重要性

表現の自由は、基本的人権の中でも次の理由から **特に重要視されている。**

- (1) 表現活動によって政治的な意思決定に関与することが可能となり、民主政にとって不可欠 (自己統治の価値)
- (2) 自由に表現活動を行うこと、また他者の表現活動に触れることは、個人として自己の思想及び人格を形成・発展させるためには不可欠 (自己実現の価値)

各種禁止・制限措置と表現の自由との関係

思想・良心の自由は、絶対的に保障され（19条）、それを外部に公表するための表現の自由（21条）も、基本的には、公権力によって規制することはできない。また、事実がないにもかかわらず、表現の自由を規制することも許されない。

しかしながら、公共の福祉（他の人の人権）による制約を受けることはある。（権利の濫用の禁止12条）



つまり、表現の自由の規制が許容されるのは、事実が存在し、表現の自由を規制することで守られる利益と、規制することで失われる利益を比較し、の方が重要であると認められる場合となる。

○裁判での判断に当たっては、表現の自由の重要性から **裁判所では最も厳格に判断される。**

○規制が必要と判断される場合でも、**規制の程度が適切かどうか（比例原則）**も厳格に判断される。（表現の自由をできるだけ尊重するため、侵害度が最も少ない方法をとることとされており、行き過ぎと判断されれば違憲となる）



これらは、罰則規定など各種禁止・制限規定を設けるにあたって、踏まえるべき法的な基準である

2 本条例における禁止規定・罰則規定と憲法

- 1 本条例の制定においては、「公共の福祉」と憲法が保障する「表現の自由」とのバランスに十分留意し、適切な手段を用いる必要がある。（前スライドでの基準の遵守）
- 2 本市において、過去に不当な差別的言動があった事実がある。
- 3 答申には罰則について、著しい差別的言動及び悪質な犯罪扇動については「秩序罰を科す」「秩序罰又は行政刑罰を科す」の両論があり、また、「罰則の適用は、2～3年程度凍結することもあり得る。」とある。
これは、上記1の論点を踏まえたものである。
- 4 これらを踏まえ、本市の実情に合わせた条例を制定しなければならない。



上記及び立法事実（本市における各種実態調査）を踏まえ、次のように判断する。

- ・一定の規制を導入する必要性がある。その程度は、公権力の行使として強制力を持つ、命令とする。ただし、表現の自由に最大限に配慮し、命令に至る前に自発的な改善を促すため、勧告措置を前置する。
- ・罰則は、立法事実と比例原則から判断して、現時点での導入は適切ではない。

なお、今後3年程度の期間、本市の社会状況等の変化を見極め、必要に応じて罰則規定を設けることも視野に検討することとする。

3 公の施設の利用制限

公の施設の利用については、地方自治法上、次のとおり規定されている。(244条)

- (1) 施設利用について、不当な差別的取扱いをしてはならない。(第3項)
- (2) 正当な理由がない限り、施設利用を拒んではならない。(第2項)



「正当な理由」を具体化しているのが、

各施設設置条例に設けられている利用承認の制限及び取消しに関する規定

条例制定後に作成する予定の基準は、各施設の条例におけるこの規定を解釈・適用するにあたり、人権尊重の考え方を導入することを示すもの。

本条例の公の施設の利用制限の考え方

- 公の施設の利用制限を課すことは、施設を利用しようとする者の表現の自由（憲法で保障されている集会の自由）を規制することになるため、これが許容されるかは、他の人の身体、生命、財産、人格権などとの関係が問題となる。
- 条例に基づいて策定する基準は、過去の最高裁判決等（ ）も踏まえつつ次のような考え方に基づくものとする。
- 施設の利用により、危険等の発生が直ちに起こり、かつ、それが明らかである場合に限り、利用制限を行うこととする

集会の自由が問題となった過去の判例

泉佐野市民会館事件（市が勝訴）、上尾市福祉会館事件（市が敗訴）、川崎市都市公園使用許可（横浜地裁：市が勝訴）の事件なども同様の判旨を述べている。

4 拡散防止措置

憲法で保障されている表現の自由が規制されることとなるため、規制することによって失われる利益と、規制をすることによって守られる利益との比較が問題となる。また、合憲性の判断に当たっては、具体的な制限の態様及び程度等も考慮される。

この点については、次の理由から本市として拡散防止措置を講じることは可能と考える。

- (1) 個人を対象とするものはもとより、直ちに刑事、民事の責任が発生し得ないものも抑止する必要性が高い。
- (2) 市で講じる措置は、事後規制であり、その措置も行政指導にとどまる。(制限の態様)
一度表現がされることになるため、事後規制は、事前規制よりは厳格には判断されない。
行政指導 = 強制力はなく、あくまで協力を求める行為
- (3) 調査に応じずとも制裁はない。(制限の程度)
- (4) 規制の対象となる言動は、やむを得ないもの(過激・悪質なもの)に限る。(制限の程度)
対象：本邦外出身者、障害者に対する差別的意識を助長・誘発する目的で公然と、危害を告知し、著しく侮蔑し、地域から排除する不当な差別的言動
- (5) 本市で過去に発生した事実もある。(事実がないものに対して規制することは許されない)

5 声明

声明の対象を、特定人、特定団体とするような個別具体的なものとした場合、名誉毀損、信用失墜、表現の自由に対する攻撃とみなされる場合があり、国家賠償法上違法となる可能性がある。



上記に配慮しつつ、個々の事案に対する市の見解、認識を示していく。

< 想定される声明（公表）内容 > 行為者の氏名公表は行わない。（個人特定への配慮）

- ・ 事案の概要
- ・ 事案に対する市の認識
- ・ 事案についての市の取組

○解釈指針で、運用の考え方を示す。

また、声明を発出する際は、市の恣意に陥らないよう、人権委員会への諮問・答申を経る。

想定される対象の例

ア 災害時、重大事件発生時の人種等の属性を理由としたデマの否定 大震災時、外国人窃盗団の発生

イ 行為者が不明な差別的な落書きなどの犯罪 公共施設のトイレでの差別落書き

ウ ア・イのほか、法令、条例の規範に反する行為で不当な差別に該当するもの（主には次のすべてに該当するもの）

（ア）市内で発生し、又は市民等が対象となっている事案であること。

（イ）多数の市民等が存在を知り得る状態にある事案であること。

（ウ）市民等に深刻な悪影響を及ぼす可能性が高い事案であること。

（エ）言動の禁止措置や拡散防止措置の対象となる行為でないこと。

1 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について

【市民局】

(1) 主な意見等

(市長) 比例原則とはどのようなものか。

(市民局長) 目的に対して規制の手段が過剰であるような、アンバランスな規制をしてはいけないというものである。

(市長) 拡散防止措置の説明において、本市で過去に発生した事実があるとのことだが、平成31年にあった事象を指しているのか。

(市民局長) そのとおりである。全く事実がないのに規制することは適切ではないということである。

(市長) 前回の戦略会議において、市民周知や説明などは丁寧な対応が必要であると話したが、今後実施予定のパブリックコメントに加えて、オープンハウスや無作為抽出のアンケートなどの手法での意見聴取をすることができるのか。

(市民局長) オープンハウスなどを実施するとしても、説明の仕方を少し工夫しなければならぬと考えている。ご意見のとおり、一般市民の考え方をしっかり把握する必要があると認識しているため、オープンハウスや無作為抽出のアンケートなどを検討し、パブリックコメントの時期に併せて実施したいと考えている。

(市長) 声明の説明において、国家賠償法上違法となる可能性があることと記載がある。罰則規定は憲法との兼ね合いで問題が多いことは理解しているが、それ以外の規制事項については、法的なリスクがあるものの、本条例で位置付けるということではどうか。

(市民局長) 国家賠償法上違法という判断がされる場合は、公務員が業務上法律に違反するような行為を行った場合としていることから、今回提案する声明は該当しないであろうと考えている。

(石井副市長) 集会の自由が問題となった他市の事例説明があったが、時期について伺いたい。

(総務法制課長) 泉佐野市は平成7年、上尾市は平成8年、川崎市は令和5年である。

(奈良副市長) 資料において、各所で断定している表現があるが、市民局の考えなのか、又は学識経験者や弁護士の見解なのか伺いたい。

(市民局長) 学説でも定着しており、かつ、裁判における基準を示している。

(奈良副市長) 罰則規定においては、今後3年程度の期間、本市の社会状況等の変化を見極め、必要に応じて罰則規定を設けるとのことだが、社会状況等の変化とは具体的にどのような場合か。

(市民局長) 差別的な事項に関する社会の変化である。例えば、平成31年に行われたような事象が過激に、かつ、頻繁に再び本市で行われるようになった場合などである。

(総務局長) 今後のスケジュールにおいて、審議会にはどのような形で本市の考え方、条例案を示していくのか。

(市民局長) 11月下旬頃に、審議会の委員にも内容を説明したいと考えている。

(石井副市長) 答申を作った際の審議会の委員にはどのようにお伝えするのか。

(市民局長) 審議会は半分程度の委員が交代しているため、代わった委員については文書でお礼と共に内容を送付することを考えている。

(財政担当部長) 公の施設の利用制限の考え方について、決定会議の際に意見した部分は資料上に的確に明示されていると感じた。危険等の発生が直ちに起こり、かつ、それが明らかになる場合に限るといふ、今後措置する基準のポイントとなるものが示されたことが良い。具体的な事案について、実行する側の施設管理者等が認識をしないと判断が難しいため、しっかりと基準を示した上で、それを施設管理者等が理解できるよう周知をする必

要がある。

(市民局長)しっかりと対応していきたい。

(市長公室長)国家賠償法上違法となる可能性との表記や、合憲性の判断との表記があるが、行政機関がこのような判断をすることに問題はないのか。

(市民局長)考え方としては、条例の策定を行うときには、当然それが合法かどうかしっかりと検討をしなければならない。過去の判例に照らし、それが適切かどうか考える必要がある。司法権の判断に踏み込んで判断するのではなく、条例の策定にあたって必要な検討をしているということである。

(大川副市長)最終的な判断は司法であるが、市としてはこう考えられるというところで整理をしているということか。

(市民局長)そのとおりである。

(石井副市長)前は、第2条に性自認という用語を使っているが、本日の案では、ジェンダーアイデンティティと用語が変更されている。どういった経過からか。

(市民局長)かつては性自認という用語が広く使われていたという事情があったが、LGBT法案が国で提案をされ、様々な議論が国会で交わされた中で、ジェンダーアイデンティティという用語を使用するということが法律が施行された経過からである。当初は今まで使用されてきた性自認という用語の方がわかりやすいのではないかと考え提案をしたが、法律で定義された用語を使った方が良いのではという議論があり、今回修正したものである。

(石井副市長)性的指向についても、市としての概念ではなくて、法律で示している性的指向という範囲を示しているという認識でよいか。

(人権・女性活躍担当部長)そのとおりである。法律で定義がしっかりと位置付けられたため、引用した。

(石井副市長)性自認という用語は、他の公文書でも使用していると思われるので、本条例が施行された場合には、総務局などと調整しながら、速やかに印刷物なども含めて厳格に整理していただきたい。

(大川副市長)条例の内容については、答申の内容や本市の把握し得る実態を踏まえ、必要最低限の規制になっていると理解した。表現の自由に関しては、国のヘイトスピーチ解消法に係る議論を見ても、やはり表現の自由を尊重する観点から理念法として制定されている。従って、今回設ける規制的措置の部分については、意見が分かれることも想定されるので、これまで市で検討してきた議論の経緯や市の考え方をしっかりと市民や議会に説明していく必要がある。

(市長)戦略会議で2回にわたって様々な議論をしていただき、感謝する。いただいた意見を踏まえて、原案を承認したいと考える。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

以上